

平成 27 年 5 月 1 4 日

各 位

会 社 名 メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 博之  
(コード番号：3902)

問 合 せ 先 取 締 役 柳澤 卓二  
管 理 部 門 長  
(TEL.03-5283-6911)

## 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

今回の改定は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

記

### 内部統制システムに関する基本方針

メディカル・データ・ビジョン株式会社(以下「当社」という)は、業務の適正性を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり定めます。また、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため統制委員会を設置し、以下の体制整備を一体的に進めます。

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役及び使用人は、法令及び定款、当社グループが定める「経営理念」「企業倫理」を遵守し、高い倫理観をもって行動する。
- (2) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける定款及び社内規程違反、法令違反、会社の行動違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対して解雇、その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (3) 内部監査部署は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認する。
- (4) 反社会的勢力の排除については、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応し、これと一切の関係を遮断する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役は、その職務の執行にかかる文書その他の情報については、法令の定めによるほか、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理をするとともに、監査役等の閲覧要請に備える。
- (2) 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、適切な情報セキュリティレベルを確立・維持する。
- (3) 情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ

総合的に実施する。

- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、統制委員会にて十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会にて報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 各部門においては、「職務分掌規程」及び「職務権限基準表」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
- (2) 監査役及び内部監査責任者は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、当該使用人が、監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、当社グループの事業及び内部統制、業務の執行状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、当社グループの重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、他の取締役及び内部監査責任者とも適宜に意見交換を行う。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

#### 付 則

- 1. この規程の改廃は、管理部門長が起案し、取締役会の決議により決定する。
- 2. この規程は平成24年11月1日から施行する。
- 3. 平成26年3月10日 改訂
- 4. 平成26年9月8日 改訂
- 5. 平成27年5月14日 改訂

以上